

均等・均衡待遇に関する特別相談窓口

令和元年8月1日から開設します！

相談
無料

鹿児島労働局では、パート・有期雇用・派遣で働く方々や企業からのご相談をお受けしています。

パートタイム・有期雇用労働法及び改正労働者派遣法が
2020年4月1日から施行されます

正社員と非正規社員の間の
不合理な待遇差が禁止されます！

中小企業におけるパート・有期雇用労働法の適用は2021年4月1日から

たとえば…

- ？ 同一労働同一賃金の制度内容がわからない。
- ？ どのように制度導入の手順を進めていくのかわからない。
- ？ 正社員との待遇差が気になる。



ご相談ください！あなたのお力になります！

匿名相談可 プライバシー厳守

- 受付時間 8時30分～17時15分（土日祝日、年末年始除く）
※まずはお電話でご相談ください。

- パートタイム・有期雇用労働法については

雇用環境・均等室 電話番号：099-223-8239
（〒892-8535 鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2階）

- 改正労働者派遣法については

職業安定部需給調整事業室

電話番号：099-803-7111
（〒892-0847 鹿児島市西千石1番1号 鹿児島西千石第一生命ビル1階）

※ 雇用管理の改善に関する具体的な相談は、「鹿児島働き方改革推進支援センター」もご利用できます。
電話番号：0120-380-436



厚生労働省 鹿児島労働局